

こども福祉課

<こども福祉課はこんなことをしています>

0歳から18歳までの児童生徒に関する様々な相談のほか、児童虐待やDV（配偶者からの暴力）に関する相談もお受けしています。

また、児童手当、児童扶養手当（ひとり親の方への手当）の支給や、公立学童保育室・児童館など学齢期に利用できる施設の運営のほか、保育園、認定こども園、幼稚園の入園手続きや、ファミリーサポートセンター、子育て支援センターの運営など、子育て支援に関する様々な事業を行っています。



3つのグループがあり、下記のような担当があります。

- ・子育て支援グループ・・・学童保育、児童館、児童手当 等
- ・保育支援グループ・・・保育園・認定こども園・幼稚園 等
- ・家庭相談グループ・・・母子・父子福祉、児童家庭相談、児童館

○家庭相談グループでの相談内容

虐待

不登校

保護者からの不適切な関わり

児童・生徒の気になる行動や状態

気になる家庭について

DV（配偶者からの暴力）

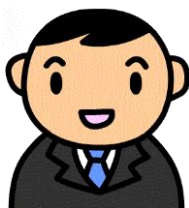
こども福祉課よりお知らせ

保護者の方や子ども自身からの相談だけでなく、関係機関の方からの相談もお受けしています。こども福祉課に相談がありましたら、関係機関と連携を図りながら、相談者および児童・保護者の困りごとの解決に向けた支援を行います。

また、市立小中学校・特別支援学校とは、上記相談のほか、年4回の学校訪問により、在籍する児童生徒の生活状況等を共有し、必要な支援を協議します。

各関係部署との連携

- ・健康増進課
- ・学校教育課
- ・社会福祉課
- ・サポートセンター
- ・SSW（スクールソーシャルワーカー）
- ・学童保育
- ・幼・保・こども園
- ・児童相談所 ・警察署等



- ・所在地：下野市笹原26（庁舎1階）
- ・電話：0285-32-8903
- ・開設時間：午前8時30分～午後5時15分まで